別表六(七)
「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(七)　平二十九・四・一以後終了事業年度分

御注意　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、租税特別措置法第42条の4第3項又は平成29年改正前の租税特別措置法第42条の4第2項(中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)。

試験研究費の額		1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		10	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		当期税額基準額	平均売上金額 (別表六(十)「5」)	11	
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象特別試験研究費						
	控除対象試験研究費 (2)＋(3)						
税額控除割合の計算	増減試験研究費割合の計算：比較試験研究費 (別表六(十)「10」)						
	増減試験研究費割合の計算：増減試験研究費の額 (1)－(5)	6		当期税額基準額 (10)×(0.25、(0.25＋(13))又は(14))		15	円
	増減試験研究費割合の計算：増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		当期税額控除可能額 ((9)と(15)のうち少ない金額)		16	
	税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{5}{100})\times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合又は(5)＝0の場合は0.12とする。)	8		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の②」)		17	
中小企業者等税額控除限度額 (4)×((8)又は0.12)		9	円	法人税額の特別控除額 (16)－(17)		18	

「18」欄

中小企業技術基盤強化税制を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第42条の４第２項」※１又は「第42条の４第３項」※２
② 「区分番号」欄：「00564」※１又は「00596」※２
③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

※１　平成29年旧措置法第42条の４第２項(区分番号:「00564」)
平成29年４月１日前に開始した事業年度
※２　第42条の４第３項(区分番号:「00596」)
平成29年４月１日以後に開始した事業年度

法　0301－0607